

高知市地域プロジェクトマネージャー募集要領（関係人口創出プロジェクト）

本市への移住・定住をさらに促進するため、将来的な移住予備軍となることが期待される関係人口を創出する「関係人口創出プロジェクト」を実施することとし、当該プロジェクトの責任者となる高知市地域プロジェクトマネージャー（以下「プロジェクトマネージャー」という。）を募集します。

1 募集概要

(1) 募集人員

1名

(2) 募集目的

高知県のほぼ中央部に位置する県都・高知市は、人口約32万人の中核市です。北部には急峻な四国山地を有し、この支峰を源流とする鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。かつては土佐二十四万石の城下町として賑わい、その後は高知県の政治・経済・文化の中心として発展し、高知城や日曜市、桂浜など、高知の観光の拠点にもなっています。都市部には行政機関や商業施設など、高度な都市機能が集中していますが、自動車で30分も走れば、自然豊かな中山間地域や田園地域、雄大な太平洋に面した沿岸地域が広がり、本市ではこれらがバランスよく調和したまちづくりをめざしています。

一方で高知市の人口増減を見ると、転出者数が転入者数を上回る「社会減」が年々進行しており、特に18～29歳の若者世代の社会減が著しい状況です。高知市の人口減少を食い止めるためには、県外からの移住者を呼び込む等、移住促進施策を強化していくことが必要であり、令和6年度に策定予定の「第3期高知市移住・定住促進計画」において「関係人口創出プロジェクト」を重要施策として掲載し、移住予備軍となる関係人口を多様な形で創出することで、本市への移住・定住を促進していきたいと考えています。

そこで、移住希望者、民間企業、地域住民、行政、地域おこし協力隊等の関係者間の橋渡しをしながら、プロジェクトの立ち上げから自走までを担う責任者として、プロジェクトマネージャーを募集いたします。

2 業務概要について

プロジェクトマネージャーの活動は、高知市地域プロジェクトマネージャーの就業等に関する要綱（令和7年2月4日制定）に基づき、自身の持つノウハウや人的ネットワークを活用して、次に掲げる業務を行います。

「関係人口創出プロジェクト（※）」を推進するチームリーダー

【具体的な業務内容】

- ・関係人口創出プロジェクトに係る今後の構想の企画立案及び実施
- ・関係人口創出プロジェクトに関係する利害関係者（移住希望者・民間企業・地域住民・行政・地域おこし協力隊等）との連絡調整及びマネジメント
- ・関係人口創出プロジェクトにおけるコア事業となる「高知市ふるさとワーキングホリデー制度」の導入及び実施に係る進行管理全般
- ・その他、本プロジェクトの推進に当たって市長が特に必要と認める業務（地域プロジェクトマネージャー本人の企画提案に基づく関係人口創出に資する業務）の実施

※関係人口創出プロジェクト

関係人口創出プロジェクトとは、本市への移住・定住を促進するため、令和6年度中に策定予定の「第3期高知市移住・定住促進計画」において登載する、様々な関係人口創出施策の実施を目指す新規プロジェクトです。

本市においては、令和4年度に着任した地域おこし協力隊が発案し、高知市を舞台とした映画ロケを誘致しました。ロケ誘致後には、ふるさと納税でご支援をいただいた寄附金により、高知市内等を周遊するスタンプラリーを開催し、県外から高知市を初めて訪問した方（交流人口）が増加しました。訪問者の中には、高知市への興味関心を持ち、移住を検討いただく方が現れるなど、移住の新たなフックとなる可能性も出始めています。こういった取組を一過性で終わらせることなく、交流人口から関係人口へ繋げていくことができる仕組みづくりや、関係人口を新たに創出する取組を実施していくことが重要です。

関係人口創出の全国的な事例であり、多くの自治体で導入されているふるさとワーキングホリデーは、都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただく取組です。都市部の若者が抱く「地域づくりへの参加がしたい」「地域との交流を深めたい」といった社会・地域貢献への想いや、移住などを考える社会人の想いと、地域の人々の「地域の魅力を伝えたい」「交流人口を増やして地域経済を活性化したい」「多くの人に定住してほしい」というふたつの想いを結ぶことができる制度です。総務省によると、これまでふるさとワーキングホリデーを通じて、約4,300人（H28～R4年）が地域での暮らしを体験しました。参加者アンケートによると、参加者の91%が満足、81%が「再訪意向がある」と回答しており、参加後、同地域において移住・定住や、地域おこし協力隊として活躍するなどの事例も生まれています。

短期就労を通じて、先輩移住者や地域住民との交流機会を創出することにより、将来的な移住予備軍としての関係人口創出に寄与することが期待されるため、実施に関するメリット・デメリットを整理した上で、本市においてもふるさとワーキングホリデーを導入するとともに、その他の様々な関係人口創出に資する施策の導入も検討していく予定です。

【参考】

高知市移住・定住関連SNS（LINE・Instagram・Facebook）及びホームページ等は下記をご参考ください。

こうちらいふ（高知市移住・定住ポータルサイト）	https://www.city.kochi.kochi.jp/kochi-life/	
高知市地域活性推進課ホームページ	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/117/	
高知市移住 PR 動画「ぼっち、ぼっちりに。」	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/117/kochicity-ijupr.html	
高知市移住・定住公式 LINE	https://www.city.kochi.kochi.jp/kochi-life/pages/page0132.html	
高知市移住・定住公式 Instagram	https://www.instagram.com/kochicity_iju	
高知市移住・定住公式 Facebook	https://www.facebook.com/KochiCity.ijuteijujouhou	

3 応募資格（必須要件）

次の(1)～(8)の要件を全て満たす方とします。

(1) 現に3大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域プロジェクトマネージャーとして採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を高知市に移し、かつ、住民票を異動できる方。ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。

ア 本市において過去に次のいずれかに該当して活動した経験があり、かつ、任用時に本市に住所を有するとともに生活の拠点がある者

(ア) 高知市地域おこし協力隊員の就業等に関する要綱（令和3年7月20日制定）に規定する地域おこし協力隊

(イ) 「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和3年3月30日総務省制定）に規定する地域活性化起業人

イ 本市以外の市町村において過去に地域プロジェクトマネージャー推進要綱（令和3年3月31日総務省制定）第3に規定する地域プロジェクトマネージャーとして活動した経験があり、かつ、任用時に本市に住所を有するとともに生活の拠点がある者

【参考】

地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、「9 提出・問い合わせ先」までお問い合わせください。

※ 総務省ホームページ「地域要件確認表」はこちらをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf



- (2) 専門的な知識や経験を有し、かつ、優れた調整力を有する方
- (3) 本市における移住・定住推進施策等の実情を理解している方
- (4) 心身が健康で、かつプロジェクトマネージャーとして業務に取り組む意欲と情熱を持っている方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方
- (6) パソコンの基本操作（ワード・エクセルによる文書作成・表計算、メール・google サービス等の利用）ができる方
- (7) 個人又は業務においてSNS（LINE・Instagram・Facebook・X等）で情報発信をしたことがある方
- (8) 次の①～④に該当しない方（地方公務員法第16条の欠格条項）
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ② 高知市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 歓迎する要件（任意要件）

- ・ 地方自治体と連携した事業に携わったことがある方
- ・ 企業でのマーケティング経験がある方
- ・ 起業経験のある方
- ・ 都市企業との繋がりや人脈をお持ちの方

5 任用形態及び任用期間

任用形態は会計年度任用職員となり、任用期間は令和7年4月1日（任用開始日は、採用決定後に相談可）から令和8年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、1年度単位で任用の更新を行い、最長で3年間を超えない範囲で勤務できる予定です。

6 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間

勤務日は月曜日～金曜日のうちの4日間（ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)は除く。)とし、勤務時間は午前8時30分～午後5時15分（休憩1時間あり。）を基本とします（週31時間、勤務日は応相談）。

(2) 週休日及び休日

月曜日～金曜日のうち勤務日を除く日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）並びに祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)は休みですが、イベントや取材対応等に従事するなど、週休日や祝日法による休日等に職務を行うことも想定されます。その場合は、原則勤務時間内での振替対応となります。

(3) 給与等

月額 400,000円（2年度目以降に昇給あり。）

※ 支給日は、原則として毎月16日です。

※ 別途、通勤に係る費用弁償等を支給します。

※ 期末手当及び勤勉手当の支給はありません。

※ 給与等から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

(4) 有給休暇等

年次有給休暇（初年度は7日間付与）、特別休暇（夏季休暇、生理休暇等）

(5) 保険等

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入

(6) 兼業等

兼業等は、勤務時間外、「6-(2) 週休日及び休日」に定める日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業等をする場合は市長に事前に届け出る必要があります。

(7) その他

① 業務時間中に使用するパソコン等は公用物品を貸与し、自動車は公用車を使用します。

② 任用期間中の住居は、民間の賃貸借物件を各自で契約していただくことになります。その他、引越費用、家賃、電話通信費、活動期間中の生活に要する費用（日々の生活のために使用する車両）等は自己負担となります。

7 応募方法等

(1) 応募方法

次に掲げる①～④の書類を「9 提出・問い合わせ先」に持参（週休日及び祝日法による休日を除く日の午前8時30分～午後5時15分とする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

① 高知市地域プロジェクトマネージャー応募用紙（様式1）

応募条件確認及び応募動機等を記入してください。

② 履歴書

市販の履歴書に必要事項を記入の上、提出日から3か月以内に撮影した写真を添付してください。免許・資格等は活動内容に関わらず、できる限り記入してください。

③ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行したもの。）

④ 運転免許証の写し（普通自動車運転免許）

(2) 募集受付期限

令和7年2月25日（火）17時（必着）

8 選考

(1) 1次選考（書類審査）

書類審査の上、2月末日までを目途に、結果を応募者全員に書面で通知します。合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を応募用紙にご記入ください。

(2) 2次選考（面接）

1次選考を合格された方を対象に、2次選考を行います。面接の日時、方法等については別途お知らせします。選考結果は、応募者全員に書面にて通知します。

9 提出・問い合わせ先

高知市役所 地域活性推進課 移住・定住促進室 担当：松本・岡崎

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1-45

TEL 088-823-8813 FAX 088-823-9382 E-mail kochi-life@city.kochi.lg.jp

10 留意事項

(1) 令和7年度からの雇用については、当該年度の予算が成立することが条件での雇用となります。
また、雇用開始から1か月間は条件付採用期間（試用期間に相当する期間）となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。

(3) 提出書類に虚偽の記載がなされた場合は、採用を取り消す場合があります。

(4) 審査の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。

(5) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分間に「9 提出・問い合わせ先」にお問い合わせください。